

平塚市空家等対策計画の推進（第3章関連）

資料2

R6. 2

基本施策	取組 施策	具体的取組		実施する 事業・対応	関係課	関連団体等	令和5年度（2023年度） （R6.2未までの実績）		令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）		令和9年度（2027年度）		備 考 （達成・実現時期等）
							上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
Ⅰ 情報の共有 と管理	1 周知啓発 の推進	（1）広報機会をとらえた幅広い周知啓発	空家等に関するパンフレット等を作成し、様々な機会をとらえて広く配布し、適正な管理に関することなどの情報の周知啓発に努めます。	・公共施設へのチラシの配架 ・固定資産税納税通知書へのチラシ同封 ・各課窓口やイベントでのチラシ配布	まちづくり政策課、企画政策課 危機管理課、固定資産税課 協働推進課、福祉総務課 高齢福祉課、 地域包括ケア推進課 環境政策課、環境保全課 建築指導課、土木総務課 予防課、消防署 ※上記は庁内における担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議の各会議体において関係する全課（「以下、関係各課」とする。）	協定団体	・固定資産税納税通知時に窓口を周知	・チラシ配架（12月） ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	・チラシ配架（6月） ・固定資産税納税通知時に窓口を周知 ・各課への依頼	上半期実施 各課窓口、イベント等は適時	
		（2）空家等の管理促進についての周知	「空家等管理促進月間」を設定するなど、所有者等に対して空家等の管理に関する情報発信や意識啓発を充実させます。	・管理促進月間の設定（6月） ・広報での周知	まちづくり政策課	協定団体	・管理促進月間（6月） ・広報で周知（6月）		・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	・管理促進月間（6月） ・広報またはホームページで周知（6月）	上半期実施	
		（3）高齢者への情報提供	高齢者に対して相談支援を行う場合において、必要に応じて空家等に関する情報提供を行い、周知に努めます。また、高齢化が進むとともに、ひとり暮らし高齢者についても増加する傾向にあることから、将来的に空家等となってしまう要因の一つと考えられるため、庁内・外の関係機関との連携を強化し、平塚市版エンディングノート「わたしのノート」とあわせた啓発等の効果的な対応に努めます。	・高齢者よろず相談センターへのチラシ配架 ・民生委員を通してチラシ配布 ・高齢者よろず相談センターへの説明	まちづくり政策課 福祉総務課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課	高齢者よろず相談センター 民生委員児童委員協議会	・高齢者よろず相談センターにチラシ配架（12月） ・民生委員にチラシ周知依頼（12月） ・高齢者よろず相談センターへの説明	・高齢者よろず相談センターにチラシ配架（6月） ・民生委員にチラシ周知依頼（6月）	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・高齢者よろず相談センターへの説明	・高齢者よろず相談センターにチラシ配架（6月） ・民生委員にチラシ周知依頼（6月）	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・高齢者よろず相談センターへの説明	・高齢者よろず相談センターにチラシ配架（6月） ・民生委員にチラシ周知依頼（6月）	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・高齢者よろず相談センターへの説明	・高齢者よろず相談センターにチラシ配架（6月） ・民生委員にチラシ周知依頼（6月）	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・高齢者よろず相談センターへの説明	上半期実施（高齢者よろず相談センターへの説明は時期調整）	
		（4）幅広い世代への情報提供	子の世代が親の現在の住居について、あらかじめお互い考えるきっかけやスムーズに将来の相続に備えることが出来るよう、幅広い世代にも空家等に関する情報提供を行い、周知に努めます。	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・空家相談会の実施	まちづくり政策課 福祉総務課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課	協定団体		・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討	・高齢者よろず相談センターへの説明 ・相談会の実施の検討		
	2 情報共有 の充実	（1）空家等相談についての総合窓口の設置	空家等に関する市民等からの様々な相談に対し、総合的な相談窓口によるワンストップサービスを進めます。	・まちづくり政策課の窓口に表示	まちづくり政策課		・広報で窓口周知（6月）		・広報またはホームページで窓口周知（6月）		・広報またはホームページで窓口周知（6月）		・広報またはホームページで窓口周知（6月）		・広報またはホームページで窓口周知（6月）		2018年度当初 窓口設置済み
		（2）関連団体との情報連携	協働により空家等対策の推進に取り組むことができるよう、自治会等の地域や不動産事業者等の関連団体に必要な情報を提供するとともに、地域に向いいて情報収集に努めるなど、情報連携を進めます。	・平自連と民児協への説明 ・自治会の先進事例収集	まちづくり政策課 協働推進課 福祉総務課	民生委員児童委員協議会 自治会連絡協議会	・民生委員にチラシ周知依頼（12月） ・自治会にチラシ周知依頼（12月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）	上半期実施
		（3）関連する部署との定期的な情報連携	空家等対策に係る関連する部署において定期的に情報共有を確認し、適切に対応します。	・庁内関係各会議体における情報共有	関係各課		・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	・会議の開催（担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議）	通年実施
		（4）県・近隣自治体との情報連携	神奈川県や近隣市町村との空家等対策に係る情報共有や行政間連携を図ります。	・県担当者会議での情報交換と情報共有	まちづくり政策課	神奈川県	・県担当者会議（年2回） ※第1回：9月開催		・県担当者会議（年2回）		・県担当者会議（年2回）		・県担当者会議（年2回）		・県担当者会議（年2回）		通年実施
	3 情報の適正な管理	（1）実態調査等の実施	市内の空家等について、県営水道の開栓情報に基づく実態調査等を実施するなど、市内に所在する空家等の実態把握に努めます。	・県営水道開栓情報による実態調査 ・補完調査（地図アプリ、登記情報、現地調査等）	まちづくり政策課		・県営水道開栓情報による実態調査（必要に応じて随時）	・県営水道開栓情報による実態調査（必要に応じて随時）	・県営水道開栓情報による実態調査（必要に応じて随時）	・県営水道開栓情報による実態調査（必要に応じて随時）	・県営水道開栓情報による実態調査（必要に応じて随時）	・計画の改定に向けた全市内を対象とする実態調査及び補完調査	・実態調査のとりまとめ	・改定計画案への反映		計画見直し 2028年度改定準備	
		（2）空家等データベースの構築	市民等、地域、庁内、関連団体、登記情報、固定資産税情報、実態調査等から取得した空家等に関する情報を集約する空家等データベースにより、情報の共有と有効活用を図ります。収集した情報は定期的に確認のうえ、データベース化し、情報の更新を行います。	・データベースの運用と更新	まちづくり政策課 固定資産税課 環境政策課 環境保全課 建築指導課 土木総務課 消防署		・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	・データベースの運用と更新（通年）	2018年度当初 データベース整備済み
		（3）個人情報の適正な管理	空家等に関する情報を共有する部署においては、空家法や『「個人情報の保護に関する法律」及び「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」』に基づき、空家等に関して収集した情報について適正に管理します。	・個人情報取扱事務登録	まちづくり政策課 固定資産税課 環境政策課 環境保全課 建築指導課 土木総務課 消防署		・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	・個人情報ファイル簿の見直し	

基本施策	取組 施策	具体的取組		実施する 事業・対応	関係課	関連団体等	令和5年度（2023年度） （R6.2末までの実績）		令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）		令和9年度（2027年度）		備 考 （達成・実現時期等）
							上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
Ⅱ 空家等の発生抑制	1 地域との連携による空家等の発生抑制	（１）地域との相互情報提供	地域住民や、地域生活と密接な関係を持つ自治会や民生委員児童委員等の地域の関連団体と連携し、相互に必要な情報を提供しあうことで、空家等の発生抑制に努めます。	・平自連と民児協への依頼 ・自治会の先進事例研究	まちづくり政策課 協働推進課 福祉総務課	自治会連絡協議会 民生委員児童委員協議会		・民生委員にチラシ周知依頼（12月） ・自治会にチラシ周知依頼（12月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）		・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）		・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）		・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月）		通年実施
		（２）高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）との連携	地域において高齢者に接する平塚市高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）と連携し、寄せられた空家等の情報を適切な関係機関につなげるなど、早期の対応に努めます。	・ケアマネジャーや管理者等の会議で依頼	まちづくり政策課 地域包括ケア推進課	高齢者よろず相談センター	・チラシの配架などにより情報提供を依頼 ・高齢者よろず相談センターへの説明		・チラシの配架などにより情報提供を依頼 ・高齢者よろず相談センターへの説明		・チラシの配架などにより情報提供を依頼 ・高齢者よろず相談センターへの説明		・チラシの配架などにより情報提供を依頼 ・高齢者よろず相談センターへの説明		・チラシの配架などにより情報提供を依頼 ・高齢者よろず相談センターへの説明		通年実施
		（３）ごみ屋敷等への対応	その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」やその他関連する条例等に基づいて適正な管理を指導します。	・ごみ屋敷の把握	環境政策課		・適正管理指導（通年）		・適正管理指導（通年）		・適正管理指導（通年）		・適正管理指導（通年）		・適正管理指導（通年）		通年実施
	2 空家等の早期発見と対応の充実	（１）空家等の早期発見	自治会等の関連団体や庁内関係課との連携により地域情報を得るとともに、空家等に関する地域巡視を行い、空家等の早期発見に努めます。特に、火災発生時に延焼する可能性の高い地域（木造住宅の密集地域や住宅不燃化の低い地域など）において、管理不全空家等の早期発見や指導に努めます。	・定期巡回の実施 ・職員への情報提供依頼	まちづくり政策課 協働推進課 消防署		・定期巡回（通年） ・職員への情報提供依頼（6、8月）	・職員への情報提供依頼（11月）	・定期巡回（通年） ・職員への情報提供依頼（6、8月）	・職員への情報提供依頼（11月）	・定期巡回（通年） ・職員への情報提供依頼（6、8月）	・職員への情報提供依頼（11月）	・定期巡回（通年） ・職員への情報提供依頼（6、8月）	・職員への情報提供依頼（11月）	・定期巡回（通年） ・職員への情報提供依頼（6、8月）	・職員への情報提供依頼（11月）	定期巡回は区分別に実施
		（２）管理空家等への注意喚起・情報提供	管理空家等の所有者等に対しては、管理不全空家等になってしまわないよう適正な管理を促すほか、利活用等についても情報提供を行うなど対応の充実に努めます。	・管理継続通知とアンケート	まちづくり政策課		・広報で管理継続の周知（6月）		・広報またはホームページで管理継続の周知（6月）		・広報またはホームページで管理継続の周知（6月）		・広報またはホームページで管理継続の周知（6月）		・広報またはホームページで管理継続の周知（6月）		上半期実施
	3 関連団体との連携強化	（１）事業者等の関連団体との連携	不動産や法律等に関する関連団体と協定を締結するなど、連携体制を構築して空家等に関する相談体制を充実させ、相談会等の実施を検討します。また、相続人等が空家等の利活用を検討する場合に、家財道具の処分など必要な対応が可能な事業者関連団体との新たな協定締結を検討します。	・相談協定の締結	まちづくり政策課	協定団体	・必要に応じて新たな協定締結 ・協定団体との意見交換		・必要に応じて新たな協定締結 ・協定団体との意見交換		・必要に応じて新たな協定締結 ・協定団体との意見交換		・必要に応じて新たな協定締結 ・協定団体との意見交換		・必要に応じて新たな協定締結 ・協定団体との意見交換		通年実施
		（２）住宅支援等の関連団体との連携	住宅支援や空家等の管理等に関する関連団体と連携し、空家等に関する相談体制を充実させ、空家等を管理しやすい環境づくりを進めます。	・居住支援協議会との連携 ・市内関連団体の把握	まちづくり政策課	居住支援協議会 住宅支援関連団体	・居住支援協議会との連携 ・住宅支援団体の把握・連携		・居住支援協議会との連携 ・住宅支援団体の把握・連携		・居住支援協議会との連携 ・住宅支援団体の把握・連携		・居住支援協議会との連携 ・住宅支援団体の把握・連携		・居住支援協議会との連携 ・住宅支援団体の把握・連携		通年実施

基本施策	取組 施策	具体的取組		実施する 事業・対応	関係課	関連団体等	令和５年度（2023年度） （R.6.2末までの実績）		令和６年度（2024年度）		令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）		備 考 （達成・実現時期等）
							上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
Ⅲ 空家等の適正管理 地域に存在する管理不全空家等に対して適切な指導を行い、管理不全状態の解消と適正管理を進めることで、地域の安心安全の充実を図ります。	1 適正管理指導の強化	（１）庁内連携による速やかな指導体制の構築と強化	管理不全空家等に関しては、不動産登記情報その他から所有者等を確認し、個別の課題について関連する部署と連携しながら、速やかに指導を開始します。また、これまで取組んできた対策や空家等を取り巻く現状を踏まえ、対応マニュアルを更新するなど、連携及び指導体制の強化を図ります。	・適正管理指導 ・庁内関係各会議体の実施 ・マニュアルの運用と見直し	関係各課		・適正管理指導 ・定期巡回 ・会議の開催 （担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議 ・マニュアルの見直し検討		・適正管理指導 ・定期巡回 ・会議の開催 （担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議 ・マニュアルの見直し		・適正管理指導 ・定期巡回 ・会議の開催 （担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議		・適正管理指導 ・定期巡回 ・会議の開催 （担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議		・適正管理指導 ・定期巡回 ・会議の開催 （担当者級ワーキングチーム、課長級推進会議、部長級調整会議		通年実施 ・マニュアルの見直しは2024年度までに
		（２）所有者等不明案件への対応	管理不全空家等の所有者等やその所在が判明しない場合などにおいて、協定を締結した関連団体との連携強化や必要に応じて弁護士相談を行うなど、事例ごとに必要な指導を実施します。	・財産管理制度の活用検討	まちづくり政策課	空家等対策協議会	・制度研究 ・新しい制度創設のための検討		・制度研究 ・新しい制度創設のための検討		・制度研究 ・新しい制度創設のための検討		・制度研究 ・新しい制度創設のための検討		・制度研究 ・新しい制度創設のための検討		通年実施
		（３）準特定空家等への対応	これまでの取組から、特定空家等に至らないまでも近隣に大きな影響を及ぼしており、長期間改善が見られない管理不全空家等が大きな課題です。相続が円滑になされない、所有者が遠方に住んでいることなどが要因であることが多く、そのような管理不全空家等を準特定空家等とし、空家法第12条に基づく助言のほか、必要な指導を強化します。	・適正管理指導 ・庁内関係各会議体の実施 ・マニュアルの運用と見直し	関係各課	空家等対策協議会	・管理不全空家等及び特定空家等判断基準の策定等に係る考え方の検討	・管理不全空家等及び特定空家等判断基準(案)の作成	・管理不全空家等及び特定空家等判断の策定（4月） ・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置（勧告、命令）を検討		・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置（勧告、命令）を検討 ・必要に応じて管理不全空家等に認定		・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置（勧告、命令）を検討 ・必要に応じて管理不全空家等に認定		・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置（勧告、命令）を検討 ・必要に応じて管理不全空家等に認定		通年実施 基準の策定は2024年度までに
		（４）特定空家等の認定	空家等の状況や地域性などを考慮した上で、「平塚市特定空家等判断基準」に基づいて、特定空家等の認定を行います。改正された「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）に則り、基準を更新します。	・基準の運用と見直し	関係各課	空家等対策協議会	・管理不全空家等及び特定空家等判断基準の策定等に係る考え方の検討	・管理不全空家等及び特定空家等判断基準(案)の作成 ・必要に応じて特定空家等に認定	・管理不全空家等及び特定空家等判断の策定（4月） ・必要に応じて特定空家等に認定		・必要に応じて特定空家等に認定		・必要に応じて特定空家等に認定		・必要に応じて特定空家等に認定		通年実施 基準の策定は2024年度までに
		（５）特定空家等にかかる行政執行の措置の検討	特定空家等において、所有者等が不明の場合や空家法に基づく助言・指導や勧告、命令を行っても必要な対応がなされない場合には、空家法及び行政執行法の定めるところに従って、庁内関係各課との連携を強化し、行政代執行等による必要な措置を行うことを検討します。	・代執行事例の研究 ・代執行の検討	関係各課	空家等対策協議会	・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置を検討 ・代執行については、法改正による緊急代執行制度等の活用も検討	・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置を検討 ・代執行については、法改正による緊急代執行制度等の活用も検討	・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置を検討 ・代執行については、法改正による緊急代執行制度等の活用も検討		・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置を検討 ・代執行については、法改正による緊急代執行制度等の活用も検討		・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置を検討 ・代執行については、法改正による緊急代執行制度等の活用も検討		・案件（長期未対応、相続人不存在等）に応じてカテゴリ分けを行い、財産管理人制度の活用を含めた効果的な措置を検討 ・代執行については、法改正による緊急代執行制度等の活用も検討		通年実施
	2 地域の安心安全の充実	（１）安全確保のための仕組みづくり	周辺への危険が差し迫る状態の空家等に対し、最低限の応急的な安全確保ができるよう、緊急対応や即時執行等ができる仕組みづくりを検討します。	・特定空家等の緊急代執行制度の活用検討 ・管理不全空家等の緊急対応の仕組み検討	関係各課		・法改正により可能となった特定空家等の緊急代執行制度について、生じた事例に応じて関係各課と連携し活用を検討 ・その他の管理不全空家等の緊急対応の仕組みを事例に応じて検討		・法改正により可能となった特定空家等の緊急代執行制度について、生じた事例に応じて関係各課と連携し活用を検討 ・その他の管理不全空家等の緊急対応の仕組みを事例に応じて検討		・法改正により可能となった特定空家等の緊急代執行制度について、生じた事例に応じて関係各課と連携し活用を検討 ・その他の管理不全空家等の緊急対応の仕組みを事例に応じて検討		・法改正により可能となった特定空家等の緊急代執行制度について、生じた事例に応じて関係各課と連携し活用を検討 ・その他の管理不全空家等の緊急対応の仕組みを事例に応じて検討		・法改正により可能となった特定空家等の緊急代執行制度について、生じた事例に応じて関係各課と連携し活用を検討 ・その他の管理不全空家等の緊急対応の仕組みを事例に応じて検討		通年実施
		（２）協働による速やかな対応	自治会や民生委員児童委員等の地域関連団体と連携し、それぞれの活動の中で得られた情報を共有するなど、管理不全空家等に対して速やかな対応に努め、地域の安心安全につながるよう対応の充実を図ります。	・平自連と民児協に依頼 ・自治会先進事例研究	まちづくり政策課 福祉総務課 協働推進課	自治会連絡協議会 民生委員児童委員協議会 空家等対策協議会	・空家等対策協議会での意見聴取（9月）	・民生委員にチラシ周知依頼（12月） ・自治会にチラシ周知依頼（12月） ・空家等対策協議会での意見聴取（3月）	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月） ・空家等対策協議会での意見聴取	・空家等対策協議会での意見聴取	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月） ・空家等対策協議会での意見聴取	・空家等対策協議会での意見聴取	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月） ・空家等対策協議会での意見聴取	・空家等対策協議会での意見聴取	・民生委員にチラシ周知依頼（6月） ・自治会にチラシ周知依頼（6月） ・空家等対策協議会での意見聴取	・空家等対策協議会での意見聴取	上半期実施（空家等対策協議会は上半期と下半期の年2回開催予定）

基本施策	取組 施策	具体的取組		実施する 事業・対応	関係課	関連団体等	令和5年度（2023年度） （R6.2末までの実績）		令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）		令和9年度（2027年度）		備 考 （達成・実現時期等）
							上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
Ⅳ 空家等の利 活用の促進 市民等、関連団体との協働や連携体制の充実により、空家等を利活用しやすい環境づくりを推進します。	1 利活用環 境の充実	（１）空家等の利活用に関する検討	空家等の利活用環境の充実に向けて、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に基づき、居住誘導のエリア戦略や中古住宅等の流通促進など、利用可能な空家等もしくはその跡地の利活用について検討します。	・利活用事例の研究 ・都市マスタープランの運用 （立地適正化計画の検討と連動）	まちづくり政策課	空家等対策協議会	・利活用事例の研究		・利活用事例の研究（通年）		・利活用事例の研究（通年）		・利活用事例の研究（通年）		・利活用事例の研究（通年）		通年実施通年
		（２）解体に対する支援についての検討	空家等を解体しやすい環境を目指し、解体に対する助成等を含む支援の充実を図ります。	・事例研究（ワーキング等での意見交換） ・解体関連補助金等の検討	まちづくり政策課	空家等対策協議会	・事例研究 ・国制度研究 ・実施体制の検討		・事例研究 ・国制度研究 ・実施体制の検討		・事例研究 ・国制度研究 ・実施体制の検討		・事例研究 ・国制度研究 ・実施体制の検討		・事例研究 ・国制度研究 ・実施体制の検討		通年実施
		（３）平塚市空家バンクによる利活用の充実	平塚市空家バンクについて、関連団体及び関係各課との連携を強化するとともに登録物件を増やす等、より利活用しやすい環境の充実を図ります。	・不動産団体と意見交換 ・空家バンク制度周知	まちづくり政策課	不動産関連団体	・1件登録（12月登録、2月成約済） ・制度周知（チラシ配架等） ・不動産関連団体と連携し、空家バンクに掲載することで流通が促進される物件等の所有者への積極的な周知依頼		・運用 ・制度周知（チラシ配架等） ・不動産関連団体と連携し、空家バンクに掲載することで流通が促進される物件等の所有者への積極的な周知依頼		・運用 ・制度周知（チラシ配架等） ・不動産関連団体と連携し、空家バンクに掲載することで流通が促進される物件等の所有者への積極的な周知依頼		・運用 ・制度周知（チラシ配架等） ・不動産関連団体と連携し、空家バンクに掲載することで流通が促進される物件等の所有者への積極的な周知依頼		・運用 ・制度周知（チラシ配架等） ・不動産関連団体と連携し、空家バンクに掲載することで流通が促進される物件等の所有者への積極的な周知依頼		2018年度空家バンク運用開始
		（４）住宅セーフティネット制度の活用検討	高齢者等の配慮が必要な方の円滑な住宅確保のための「住宅セーフティネット制度」について、空家等の利活用の観点において、関係部局と連携しながら活用を検討します。	・住宅セーフティネット制度周知啓発 ・物件案内	まちづくり政策課 福祉総務課 高齢福祉課		・関係各課と連携した制度周知 ・関係各課窓口における物件案内		・関係各課と連携した制度周知 ・関係各課窓口における物件案内		・関係各課と連携した制度周知 ・関係各課窓口における物件案内		・関係各課と連携した制度周知 ・関係各課窓口における物件案内		・関係各課と連携した制度周知 ・関係各課窓口における物件案内		通年実施通年
		（５）優良ストック化の促進	住宅等が空家等になった場合に、良質な住宅ストックとして市場へ再流通できるよう、居住中の既存住宅の耐震化を図ります。	・建築指導課との意見交換及び調整	まちづくり政策課 建築指導課	建築関連団体	・「平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金」等の制度周知 ・意見交換		・「平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金」等の制度周知 ・意見交換		・「平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金」等の制度周知 ・意見交換		・「平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金」等の制度周知 ・意見交換		・「平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金」等の制度周知 ・意見交換		通年実施
	2 利活用連 携体制の促進	（１）関連団体との連携による利活用の推進	空家等の利活用に関して、市民等のほか、地域や事業者等、大学、NPO等の関連団体と連携し、地域でのニーズ等を考慮した上で、空家等の再流通や地域リノベーションなど、住宅ストックを地域資源として有効活用することを検討します。	・事例研究 ・関連団体の把握 ・モデル事業実施	まちづくり政策課	空家等対策協議会	・関連団体の把握と連携 ・事例研究 ・庁内情報共有と意見交換		・関連団体の把握と連携 ・事例研究 ・庁内情報共有と意見交換		・関連団体の把握と連携 ・事例研究 ・庁内情報共有と意見交換		・関連団体の把握と連携 ・事例研究 ・庁内情報共有と意見交換		・関連団体の把握と連携 ・事例研究 ・庁内情報共有と意見交換		通年実施【（１）と（２）は連動】
		（２）庁内での横断的対応	空家等の利活用については、まちづくり分野だけでなく、福祉分野や市民活動分野など、関連する部署と必要な連携を図り、強化させながら検討を進めます。	・ワーキング等での情報共有 ・庁内情報共有と意見交換	関連各課												
Ⅴ マンション 管理の適正化の 推進 マンションの管理状況の把握や実態調査、管理計画の認定制度等の周知啓発及び必要に応じて助言・指導等を行うことで、将来マンションが管理不全化しないよう管理の適正化を推進します。	1 管理の適 正化や啓 発等	（１）管理状況の把握	マンションの管理状況を把握するため、管理組合へのアンケート調査等の実態調査を実施することを検討します。	・管理組合へのアンケート調査の検討	まちづくり政策課 建築指導課		・管理組合へのアンケート調査の検討		・管理組合へのアンケート調査の検討		・管理組合へのアンケート調査の検討		・管理組合へのアンケート調査		・調査のとりまとめ ・改定計画案への反映		計画見直し 2028年度改定準備
		（２）管理計画の認定事務及び助言・指導等	適正なマンション管理を推進するため、マンション管理適正化法に基づき管理計画の認定事務を行います。また、必要に応じて、助言・指導等を行います。	・マンションの認定事務及び案件共有 ・助言、指導	まちづくり政策課 建築指導課		・1件認定（6月） ・助言、指導		・マンションの認定事務及び案件共有 ・助言、指導		・マンションの認定事務及び案件共有 ・助言、指導		・マンションの認定事務及び案件共有 ・助言、指導		・マンションの認定事務及び案件共有 ・助言、指導		通年実施
		（３）管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項	「平塚市マンション管理適正化指針」については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。なお、実態調査等を踏まえ、必要に応じ、本市の地域性に応じたマンション管理の基準の作成を検討します。	・本計画、認定事務の運用 ・基準の作成検討（運用、実態調査等を踏まえ、必要に応じて）	まちづくり政策課 建築指導課		・本計画、認定事務の運用 ・基準の作成検討（運用、実態調査等を踏まえ、必要に応じて）		・本計画、認定事務の運用 ・基準の作成検討（運用、実態調査等を踏まえ、必要に応じて）		・本計画、認定事務の運用 ・基準の作成検討（運用、実態調査等を踏まえ、必要に応じて）		・本計画、認定事務の運用 ・基準の作成検討（運用、実態調査等を踏まえ、必要に応じて）		・本計画、認定事務の運用 ・基準の作成検討（運用、実態調査等を踏まえ、必要に応じて）		通年実施
		（４）周知啓発	マンション管理計画の認定制度及び希望するマンション管理組合に対するマンション管理士や建築士等のアドバイザー派遣制度等について、市窓口・広報紙やホームページ等を通じて、周知啓発を進めます。	・周知啓発	関係各課		・周知啓発		・周知啓発		・周知啓発		・周知啓発		・周知啓発		通年実施